

笠間市告示第 1 2 2 号

平成 1 9 年第 2 回笠間市議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 1 9 年 5 月 2 8 日

笠間市長 山 口 伸 樹

1 期 日 平成 1 9 年 6 月 4 日 (月)

2 場 所 笠間市議会議場

平成19年第2回笠間市議会定例会会期日程

月 日	曜 日	会 議 名	議 事
6月 4日	月	本 会 議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 請願陳情（付託） 議案上程・提案理由の説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
6月 5日	火	休 会	議案調査
6月 6日	水	休 会	議案調査
6月 7日	木	休 会	議事整理
6月 8日	金	本 会 議	会議録署名議員の指名 議案質疑・委員会付託
6月 9日	土	休 会	
6月10日	日	休 会	
6月11日	月	休 会	常任委員会（総務・土木建設）
6月12日	火	休 会	常任委員会（文教厚生・産業経済）
6月13日	水	休 会	議事整理
6月14日	木	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問
6月15日	金	本 会 議	会議録署名議員の指名 一般質問 各委員会委員長報告 （質疑・討論・採決） 閉会

平成19年第2回
笠間市議会定例会会議録 第1号

平成19年6月4日 午前10時01分開会

出席議員

議長	28	番	石崎勝三	君
副議長	13	番	萩原瑞子	君
	1	番	小磯節子	君
	2	番	石田安夫	君
	3	番	蛭澤幸一	君
	4	番	野口圓	君
	5	番	藤枝浩	君
	6	番	鈴木裕士	君
	7	番	鈴木貞夫	君
	8	番	西山猛	君
	9	番	村上典男	君
	10	番	石松俊雄	君
	11	番	畑岡進	君
	12	番	海老澤勝	君
	14	番	中澤猛	君
	15	番	上野登	君
	16	番	横倉きん	君
	17	番	町田征久	君
	18	番	大関久義	君
	19	番	市村博之	君
	20	番	野原義昭	君
	21	番	杉山一秀	君
	22	番	柴沼広	君
	23	番	小園江一三	君
	25	番	竹江浩	君
	26	番	常井好美	君
	27	番	海老澤勝男	君

欠 席 議 員

24 番 須 藤 勝 雄 君

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	塩 田 満 夫 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
会 計 管 理 者	成 田 均 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
係 長	山 田 正 巳

議 事 日 程 第 1 号

平成 19 年 6 月 4 日 (月曜日)

午 前 10 時 開 会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 請願陳情について
- 日程第 5 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第6 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市一般会計補正予算（第8号））
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第7 議案第67号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第8 議案第68号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第69号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第71号 笠間市消防団審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第72号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結について
- 日程第12 議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第74号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第1号）

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 請願陳情について
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて
- 日程第6 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市一般会計補正予算（第8号））
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）

- 報告第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険税
条例の一部を改正する条例）
- 日程第 7 議案第 67 号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第 68 号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関
する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 69 号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について
議案第 70 号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 71 号 笠間市消防団審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 72 号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結に
ついて
- 日程第 12 議案第 73 号 平成 19 年度笠間市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議案第 74 号 平成 19 年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）

午前 10 時 01 分開会

感謝状の伝達

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

本会議に先立ち、感謝状の伝達をさせていただきます。

このたび、県西市議会議長会長から大関久義君並びに畑岡 進君に対し感謝状が贈られ
ましたので、私から伝達させていただきます。

恐れ入りますが、事務局長から順にお名前をお呼びいたしますので、演壇の方にお願
いをいたします。

議会事務局長（鈴木健二君） 初めに、大関久義議員、お願いします。

議長（石崎勝三君）

感謝状

前笠間市議会議長 大関久義殿

あなたは、本会の運営と地方自治の伸展に努力され、市政の向上、振興に貢献され
た功績は、まことに著しいものがあります。よって、ここに深甚なる感謝の意を表し
ます。

平成 19 年 5 月 24 日

茨城県西市議会議長会長 鈴木義雄（代読）

〔感謝状授与・拍手〕

議会事務局長（鈴木健二君） 次に、畑岡 進議員、お願いします。

議長（石崎勝三君）

感謝状

前笠間市議会副議長 畑岡 進殿

あなたは、本会の運営と地方自治の伸展に努力され、市政の向上、振興に貢献された功績は、まことに著しいものがあります。よって、ここに深甚なる感謝の意を表します。

平成19年5月24日

茨城県西市議会議長会会長 鈴木義雄（代読）

〔感謝状授与・拍手〕

開会の宣告

議長（石崎勝三君） ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。欠席議員は、24番須藤勝雄君であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成19年第2回笠間市議会定例会を開会いたします。

市長あいさつ

議長（石崎勝三君） ここで、市長から発言を求められておりますので、許可いたします。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 平成19年第2回笠間市議会定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

議員の皆様におきましては、本日、本会議に出席をいただきまして大変ありがとうございます。

さて、去る5月24日に笠間市と常磐大学との連携協力協定を締結いたしました。今後は大学の知的、人的資源を活用し、地域の特性を生かした活性化策、人材の育成や政策課題の解決に向けた共同研究など、さまざまな分野における連携協力を行ってまいります。

また、合併当時から課題となっております岩間庁舎の利活用につきましては、5月末、先週ですね、市民を委員とした岩間支所庁舎利用活用検討委員会を設置し、検討を始めたところでございまして、それらの意見を踏まえて、早急に具体的利活用を図ってまいりたいと考えております。

さらに、市立病院につきましては、総合計画や行財政改革大綱において、病院の今後の

あり方について検討することとしていることから、市民にとっての医療環境の面や経営的な面からも病院の位置づけを明確にし、今後の方向性を定めるため、来年3月までに提言をいただくことを目標に、民間人8名の委員で構成する市立病院のあり方に関する検討委員会を設置することとしましたので、議員の皆さんのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、今定例会におきましては、諮問3件、報告4件、議案8件のご審議をお願いするものでございます。何とぞ慎重なるご審議の上、ご議決またはご承認を賜りますようお願いを申し上げます、ごあいさつといたします。

開議の宣告

議長（石崎勝三君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、7番鈴木貞夫君、8番西山 猛君を指名いたします。

会期の決定について

議長（石崎勝三君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期につきましては、去る5月28日議会運営委員会を開催し、審議をいただいております。

ここで、議会運営委員会委員長から報告をいただきたいと思います。

委員長市村博之君。

〔議会運営委員長 市村博之君登壇〕

議会運営委員長（市村博之君） 議会運営委員会から会議の報告をいたします。

当委員会は、5月28日午前10時から、委員会室において、平成19年第2回市議会定例会の会期日程等について協議をいたしました。

会期につきましては、皆様のお手元に配付してあります資料のとおり、6月4日から6月20日までの17日間といたします。

初日の4日は、会期の決定、請願・陳情の付託、議案等の説明となります。

5日から7日は議案調査等のため休会とし、8日は議案質疑を行い、各委員会への付託等です。

11日と12日の両日は、常任委員会を開催するため本会議を休会といたします。

14、15、18日の3日間を一般質問とし、最終日の20日は、各委員会に付託された議案等の審議結果を委員長から報告を受けた後、討論、採決を行い終了となります。

以上、報告いたします。

議長（石崎勝三君） お諮りいたします。

ただいま委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は、本日から6月20日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から6月20日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、ただいま委員長から報告がありましたように、お手元の日程表のとおりでありますので、ご了承ください。

諸般の報告について

議長（石崎勝三君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

市長から、継続費の逡次繰越、繰越明許費及び事故繰越等の報告、並びに地方自治法第243条の3第2項の規定による財団法人笠間市開発公社及び笠間工芸の丘株式会社の経営状況を説明する書類が、法令等に基づく報告事項としてまとめて提出されましたので、既に議案とともに配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、今定例会に説明員として出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付した資料のとおりであります。

請願陳情について

議長（石崎勝三君） 日程第4、請願陳情についてを議題といたします。

今期定例会に提出された請願陳情につきましては、文書表を付して、その写しをお手元に配付してございます。この請願陳情については、お手元の文書表のとおり、所管の常任

委員会に付託いたします。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてから、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについてまでの3件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 諮問第1号から第3号で提出しております人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについては、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、市町村長が議会の意見を聞いて推薦し法務大臣が委嘱するもので、本市におきましては、現在13名が人権擁護委員として人権擁護活動に取り組んでおります。本諮問は、3名の委員が本年9月30日をもって任期満了となるため、平成10年から活動されている坪井敬二氏、平成13年から活動されている片岡 章氏を再度推薦し、新たに塩畑 泰子氏を推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託並びに討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

まず、諮問第1号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第2号を採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

次に、諮問第3号について採決いたします。

本件は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市一般会計補正予算（第8号））

報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例）

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議長（石崎勝三君） 日程第6、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市一般会計補正予算（第8号））から、報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）までの4件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 報告第5号から第8号まで提出しております専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

この4件の報告案件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年3月30日付で専決処分いたしました。

平成18年度笠間市一般会計補正予算（第8号）ほか3件について、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれの担当部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議を賜りますようお願いをいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 命によりまして、報告第5号 専決処分の承認を求めることについて、その内容をご説明申し上げます。

平成18年度笠間市一般会計補正予算（第8号）について、専決処分したので報告し承認を求めるものであります。

専決第1号の専決処分の理由でございますが、市税、各交付金、地方交付税、国県支出金及び市債等の確定に伴いまして、予算措置の必要が生じたことにより補正したものでございます。

1ページをお開きください。

補正の内容でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,822万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ278億6,714万2,000円とするものでございます。

第2条に繰越明許費の補正、第3条に地方債の補正でございます。

7ページをお開きいただきたいと思っております。

繰越明許費補正でございます。

まず追加といたしまして、民生費で、児童福祉費、次世代育成計画事業で計画の見直しの必要があったため269万7,000円を繰り越してございます。消防費で、防火水槽新設工事の関係で軟弱地盤で土どめに日数を要した関係で423万2,000円、教育費で岩間中学校整備事業、校舎改築の基本設計でございます。耐力度調査の県承認が2月になったということで繰り越したものでございます。682万5,000円でございます。

次に、変更でございますが、土木費の都市計画費で友部駅周辺整備事業、事業費の確定に伴いまして1,800万円減額の1億4,647万8,000円とするものでございます。

次ページをお開きいただきたいと思っております。

地方債の補正でございます。事業の確定によりまして変更をするものでございます。

まず、水道広域化施設整備事業出資債で540万円をゼロ円、これは補助対象外ということになった関係で、一般会計から出資基準に該当しなくなったために減額するものでございます。

次に、道路整備事業債で、友部1級12号線大古山地区1,610万円を減額いたしまして1億2,090万円、上町大沢線で20万円減の1,810万円、友部池野辺線で90万円減の1,330万円、友部駅周辺整備事業債で4,670万円減の6億2,800万円とするものでございます。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思っております。

まず歳入でございますが、市税で軽自動車税150万円減額してございます。収入見込みによるものでございます。

次に、地方譲与税の所得譲与税でございますが168万1,000円の増、以下すべて交付額

の確定によるものでございます。自動車重量譲与税で 2,152万 7,000円の増、それから地方道路譲与税で 262万円の増、利子割交付金で 384万 1,000円の増。

12ページをお開きいただきたいと思います。

利子割交付金で 1,591万 5,000円の増、株式等譲渡所得割交付金で 1,341万 6,000円の増、地方消費税交付金で 1億 6,070万 5,000円の増、ゴルフ場利用税交付金で 3,746万 1,000円の増、自動車取得税交付金で 385万 7,000円の減、地方交付税で 1,735万 8,000円の増でございますが、内訳を申し上げますと、普通交付税で 3,391万 1,000円の増、特別交付税で 1,655万 3,000円の減でございます。

次に、民生費国庫負担金でございますが、503万 1,000円の増でございます。保育所運営費負担金でございます。

次に、民生費国庫補助金でございます。210万 8,000円の減、次世代育成支援対策ソフトの交付金でございます。

次に、総務費の国庫補助金でございますが、605万 8,000円の増でございます。市町村合併推進体制整備費補助金でございます。

次に、民生費の県負担金でございますが、229万 2,000円の増でございます。保育所運営費負担金でございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

民生費県補助金で 859万 1,000円の減、保育サービス支援事業費補助金、特別保育事業費補助金でございます。

次に、繰入金でございますが、ふるさと創生基金繰入金で 47万 8,000円の増、福田地区地域振興整備基金繰入金で 92万 5,000円の減、友部駅橋上化及び自由通路整備基金繰入金で 6,820万 9,000円の減、教育振興基金繰入金で 10万円の減、庁舎建設基金繰入金で 556万 6,000円の減でございます。

次に、市債でございますが、先ほど地方債の変更で説明したとおりでございます。衛生費で 540万円の減、土木費で 6,390万円の減となるものでございます。

次に、16ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございますが、歳出の中で補正額ゼロ円となっているものにつきましては、事業確定によります財源の組み替えでございますので、これにつきましては説明を省略させていただきます。

6目の企画費でございますが、119万 4,000円の減でございます。笠間駅バリアフリー化事業の補助金でございます。9目の電算管理費 432万円の減、備品購入費で 432万円の減でございます。

次に、財政調整基金費でございますが 2億 4,168万 6,000円の増、減債基金積立金でございます。

次に、17ページの民生費で児童福祉総務費でございますが、1,072万 9,000円の増、事

業費確定に伴います増減でございます。

次に、19ページをお開きいただきたいと思います。

土木費の友部駅周辺整備事業費でございますが、1億1,107万4,000円の減でございます。事業費確定による減でございます。

次に、21ページをごらんいただきたいと思います。

上水道事業出資金ということで760万円の減となっております。一般会計からの出資基準に該当しなくなったために減額をするものでございます。

次に、報告第6号のご説明を申し上げます。

笠間市税条例の一部を改正する条例につきまして専決処分をいたしましたので、報告し承認を求めるものでございます。

専決第4号の専決理由でございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正について平成19年4月1日より施行する必要がございましたので、専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、参考資料の概要説明書でご説明を申し上げます。概要書の1ページをお開きいただきたいと思います。

今回の改正の概要でございますが、まず第1点目といたしまして、法人課税信託の引き受けを行う個人を法人税割の納税義務者とするための改正がございます。それから2点目に、地方税法附則に規定されているたばこ税の特例税率を廃止いたしまして、地方税法の本則税率とする改正。3点目に、バリアフリー改修を実施した家屋に対する固定資産税の減額措置の創設。4点目に、鉄軌道用地の評価方法の改正に伴います固定資産税の特例措置。5点目に、本条で引用する条文等が改正されたことに伴います改正。証券取引法から金融商品取引法に改正がされたことに伴います改正でございます。6点目に、上場株式等の譲渡所得等の軽減税率の適用期限を1年延長する改正でございます。7点目に、ベンチャー企業の資金調達を支援するため、投資家が株式を譲渡した場合における譲渡益を優遇する株式の取得期限を2年とする改正。8点目に、日仏租税条約の改正によりまして、フランスの社会保険制度に基づきまして支払った保険料額を、日本の社会保険料控除の適用対象とする改正の8点の改正でございます。

内容につきまして、補足してご説明いたします。

まず市民税の納税義務者等、23条でございますが、第1点目の改正点でございます法人税割額によって課税するとしたものでございます。

それから、右側の2ページの31条の区分表から5号の方に、法人課税信託の条項を移したものでございます。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

たばこ税の税率ということで95条に規定するものでございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたように、4ページの右側、附則の方に入っていたものを本則とする

ものでございます。

それから、次に10条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、バリアフリー家屋改修をした場合の減額に対する手続の申告書の規定でございます。要件といたしましては、平成19年1月1日以前から住んでいる住宅を30万円以上の改修をした場合、また65歳以上の者それから要介護、要支援者が住んでいることが条件となっております。1年に限りの減額、3分の1でございます。固定資産税の3分の1を減額するというものでございます。

次に、11条の3でございますけれども、これにつきましては商業等施設と鉄道施設が同一用地にある場合、従来は8割以上が鉄道施設の場合に3分の1の評価としたものを、改正では床面積按分となるものでございます。11条の3につきましては19年度の評価について、2項につきましては20年度評価についての規定でございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページの上から3行目、租税特別措置法の関係でございますが、これにつきましては条文の移動でございます。

次に中段でございますが、金融商品取引法で改正前が証券取引法、法律名の改正でございます。その下段の20年度であったものを21年度までにつきましては、先ほど申し上げました株式等に係る譲渡所得に対する課税の特例ということで、1年延長となるものでございます。

それから、6ページをごらんいただきたいと思います。

20条の7項でございます。ベンチャー企業の株式の譲渡益2分の1課税につきまして、2年間延長するものでございます。

最後に20条の5でございますが、条約改正によりましてフランスで支払った社会保険料を日本の社会保険料控除対象とする改正でございます。

改正条例の3ページにお戻りいただきたいと思います。

附則でございますが、まず施行期日で第1条、この条例は平成19年4月1日から施行する。ただし、以下に定める規定は各号に定める日から施行するというので、1号につきましては附則17条の2第3項の改正規定、これにつきましては平成20年4月1日から、23条及び31条2項の改正規定は信託法の施行の日、それから3号でございますが、附則19条の2第1項の改正規定につきましては、証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日とするものでございます。

次に、第2条でございますが、市民税に関する経過措置でございます。改正後の市税条例附則第20条の5第1項規定は、同条に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払うまたは控除される同項に規定する保険料について適用するものでございます。

第3条の固定資産税に関する経過措置でございますが、新条例の規定中、固定資産税に関する部分につきましては、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、18年

度分までの固定資産税については、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） それでは、報告第7号 専決処分の承認を求めることについての補足説明を申し上げます。

今回の条例改正は、医療費助成の充実を図るため医療福祉制度の改正及び学校教育法の改正に対応するため、4月1日にさかのぼって適用し改正するものでございます。

それでは、笠間市条例改正議案等の概要説明書7ページをお開きください。

第4条第5項、5段目でございますが、「入院食事療養費」という表現がございますが、脱字ございまして、「入院時食事療養費」ということで、「時」という字を一字加入をお願いしたいと思います。

それでは、まず第2条第5号でございますが、重度心身障害者に関するものでございまして、知的障害者更生相談所に技術的援助及び助言を求めなければならないということから、同条中第4項を5項に改めるものでございます。

次に、第4条第5項中でございますが、療養病床に入院する70歳以上の高齢者に係る入院時生活療養費の新設に伴いまして、「入院時食事療養費」を「入院時食事療養費及び入院時生活療養費」に改めるものでございます。

第4条の2でございますが、入院時の食事療養費を市が負担するというところでございます。

次に、別表第1でございますが、学校教育法の改正等に対応するため、「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」というふうに改めるものでございます。

なお、附則でこの条例は平成19年4月1日からということでございます。なお、条例の適用年月日前の診療に係る医療福祉費支給については、従前の例によるということでございます。

以上で第7号の補足説明を終わります。

続きまして、報告第8号 笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、補足してご説明を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律が去る3月31日に公布され、4月1日施行に伴いまして改正するものでございます。

笠間市条例改正議案等の概要説明書でご説明申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

国民健康保険税基礎課税額に係る第3条第2項の基礎課税額53万円を56万円にするものであります。

この条例は平成19年4月1日から施行する。改正後の笠間市国民健康保険税の規定は、

平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、18年度分までの国民健康保険税についてはなお従前によるものでございます。

以上、報告を終わります。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 報告第5号の専決処分の承認の件ですが、土木費の件で工事完了に伴う減額が出たということで1億1,107万4,000円、内訳を見てもみますと、移転補償の件が7,559万円ということで、そのほか公有財産購入費ということで、これも約2,000万円減額になっております。その辺の内訳をちょっとお聞きしたいのですけれども。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

友部駅周辺の公有財産購入費それから補償補てんの減額ということでございます。

これにつきましては、現在、駅周辺、駅北、駅南やっているわけですが、その中でまだ用地の取得ができない部分、それから家屋の移転ができない部分等がございます。それに伴いまして、これは継続費で組んであるかと思えますけれども、来年度、今年度この分が繰り越しをしている部分でございます。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） それでは、見通しはある程度ついて、ただ今後ということですね。それで進めていくということでしょうか、そういう考えでしょうか。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） これにつきましては、現在交渉しておる中で、税控除の関係等もございまして、年度をずらしているというような経過でございまして、本人と申しますか地主さん、そういう方との交渉は成立いたしているような状況でございます。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 討論を終わります。

これより報告第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第6号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第7号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、報告第8号を採決いたします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

議案第67号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて

議長（石崎勝三君） 日程第7、議案第67号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第67号 笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについての提案理由を申し上げます

教育委員会の委員は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するもので、教育委員会は5名の委員で組織されております。

本案は、現職であります菅井清人氏の任期満了に伴い、同氏を笠間市教育委員会委員に

再任することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。

本件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託並びに討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（石崎勝三君） ご異議なしと認め、そのように決しました。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（石崎勝三君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第68号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第8、議案第68号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第68号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます

本案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正により投票管理者等の報酬が減額されたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、総務部長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 命によりまして、議案第68号 笠間市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し

上げます。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正によりまして、本条例の一部を改正するものでございます。

ページを返していただきまして、非常勤特別職のうち選挙長から期日前投票所の投票立会人までの報酬を一律 100円引き下げるものであります。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第 69 号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について

議案第 70 号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第 9、議案第 69 号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例についてと議案第 70 号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての 2 件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第 69 号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例について及び議案第 70 号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、関連しておりますので一括して提案理由を申し上げます。

この 2 件の条例改正につきましては、合併後の懸案事項でもあり、地区ごとに異なる公共下水道及び農業集落排水処理施設の使用料等を是正するために条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、上下水道部長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第 69 号 笠間市公共下水道条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

別冊参考資料、笠間市条例改正議案等の概要説明書の 11 ページをお開き願います。

今回の条例の一部改正でございますが、3 市町の合併に伴い下水道使用料に差異がございましたが、各地区の公共下水道使用料を統一するため条例の一部改正をするものでございます。

第17条関係の別表の旧をごらんください。別表1は旧笠間市地区、旧友部町地区の料金表、別表2は旧岩間町地区の料金表でございます。2カ月当たりの基本料金20立方メートルまでどちらも2,800円でございますが、超過料金に差異がございます。旧笠間、友部地区においては20立方メートルを超え40立方メートルまで1立方メートルにつき140円、40立方メートルを超え60立方メートルまでは150円、60立方メートルを超え200立方メートルまでは160円というように累進制をとっております。旧岩間地区につきましては、超過料金は1立方メートルにつき150円と固定となっております。

今回新の別表のとおり、旧笠間、友部地区の料金に統一するものであります。基本料金、20立方メートルまで2,800円、超過料金1立方メートルにつき20立方メートルを超え40立方メートルまでを140円、40立方メートルを超え60立方メートルまで150円、60立方メートルを超え200立方メートルまで160円、200立方メートルを超えるものを170円とするもので、これに消費税がかかるものでございます。

なお附則でございますが、この条例改正は平成20年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第70号 笠間市農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

笠間市条例改正議案等の概要説明書の12ページをお開き願います。

今回の条例の一部改正でございますが、3市町の合併に伴い農業集落排水処理施設使用料の2地区、旧友部、旧岩間に差異がございましたが、2地区の農業集落排水処理施設使用料を統一及び新たに供用を開始する施設の追加をするため、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容ですが、第3条の定義の第6号使用月で、旧では1箇月を新で2箇月と改めるものでございます。

第16条使用料の算定でございますが、使用料の額は旧友部地区については使用者が排除した汚水量とし、旧岩間地区については基本額、人員割額をとっておりますが、今回使用料の額は毎使用月ごとにおいて使用者が排除した汚水量に応じ、別表第2に定めるところにより算出した合計額に1.05を乗じて得た額とすると改め、第2表を削除するものであります。

第21条手数料は、旧の別表第4を別表第3に、第4条関係、別表第1排水施設の名称等でございますが、平成12年度より整備を進めておりました枝折川地区と、平成13年度より整備を進めておりました岩間南部地区につきましては、ともに今年度中に完了し供用開始する予定となっておりますので、13ページに記載のとおり、枝折川地区農業集落排水処理施設と岩間南部地区農業集落排水処理施設を追加するものでございます。

次に第16条関係、使用料の額でございますが、旧の別表第2は旧友部地区の1箇月につきの料金ですが、1箇月の基本料金は使用者が排除した汚水量に応じ10立方メートルまで

1,470円、超過料金は公共下水道使用料の算定のように、10立方メートルを超え20立方メートルまで1立方メートルにつき147円、20立方メートルを超え30立方メートルまで157円50銭、30立方メートルを超え100立方メートルまで168円というように累進制をとっております。

14ページをごらん願います。

別表第3は旧岩間地区の1箇月につきの料金表であります。旧岩間地区につきましては、基本額、人員割額制をとっております。基本額は2,100円、人員割額は一般家庭用では1人当たり525円となっております。使用料で差異がございましたので、今回使用者が排除した汚水量ということで旧友部地区の料金に統一するものでございます。

13ページに戻っていただきまして、新別表第2で1箇月につきを2箇月につきと改め、基本料金20立方メートルまで2,800円、超過料金1立方メートルにつき20立方メートルを超え40立方メートルまでを140円、40立方メートルを超え60立方メートルまで150円、60立方メートルを超え200立方メートルまで160円、200立方メートルを超えるものを170円とするもので、これに消費税がかかるものでございます。

附則でございしますが、この条例改正は平成20年4月1日から施行するものでございます。別表1につきましては、公布の日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

議案第69号、議案第70号、よろしくご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

25番竹江 浩君が所用のため退席をいたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

開会は11時10分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時11分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第71号 笠間市消防団審議会条例の一部を改正する条例について

議長（石崎勝三君） 日程第10、議案第71号 笠間市消防団審議会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第71号 笠間市消防団審議会条例の一部を改正する条例につ

いての提案理由を申し上げます。

本案は、行政組織機構の見直しに伴い、当審議会の庶務を総務部から消防本部に変更するものであります。

よろしく願います。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第72号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結について

議長（石崎勝三君） 日程第11、議案第72号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第72号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結についての提案理由を申し上げます。

本案は、公共下水道事業の根幹的施設である終末処理場及び中継ポンプ場の建設工事委託に関し、日本下水道事業団と協定を締結することについて、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、上下水道部長から説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 議案第72号 笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定の締結についてご説明申し上げます。

1ページをござん願います。

笠間市浄化センター等増設工事委託に関する基本協定につきましては、笠間市と日本下水道事業団との建設協定でございます。この協定は13条から構成されております。

第1条では協定の目的、第2条では建設工事の委託、第3条では着手及び完成予定の中で、建設工事は平成19年度に着手し、完成予定は平成22年度としております。第4条では建設工事の予定概算事業費は10億円でございます。第5条では建設工事の実施、ページを返していただきまして第6条が土地の取得等でございます。なお、ポンプ場建設用地につきましては、旧岩間町で取得済みでございます。第8条では費用の支払い、第10条では損害の負担等、第12条では協定の効力、第13条ではその他で、以上13条により協定を定めるものでございます。

4ページをござん願います。

協定の第2条2項にあります建設工事の委託の対象及びその範囲でございますが、建設工事の対象は浄化センターいわま、浄化センターともべ、高野前橋汚水中継ポンプ場の増設、新築でございます。

委託の範囲でございますが、浄化センターいわまにつきましては4ページから5ページに記載されておりますが、管渠整備区域の拡大に伴い移入汚水量が順調に増加しており、現在の処理能力を平成22年には超えてしまうため、オキシレーションディッチ、最終沈殿地の増設及びそれに伴う機械設備、電気設備の増設が主な工事内容でございます。

浄化センターともべにつきましては、処理水再利用施設を増設いたします。これは、移入汚水量の増加に伴う汚泥の増加に対処するためのものであります。

高野前橋汚水中継ポンプ場につきましては、岩間地区の大半の汚水がそこに流れ込んでまいります。現在の仮設のポンプ場では平成22年には揚水能力が足りなくなってしまう。よって、ポンプ施設を強化し、自家発電施設を備えたポンプ等を新設いたします。

以上が主な工事内容でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。
議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）

議長（石崎勝三君） 日程第12、議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年度の笠間市の一般会計について、歳入歳出それぞれ2,382万7,000円を増額補正し、予算総額273億3,382万7,000円とするものであります。

内容につきましては、総務部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 命によりまして、議案第73号 平成19年度笠間市一般会計補正予算（第1号）につきまして、その内容をご説明申し上げます。

事項別明細書の8ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、民生費国庫負担金で1,000万円の減でございます。内訳を申し上げますと、障害者自立支援給付費負担金で2,000万円の増、生活保護費負担金で

3,000万円の減でございます。

次に、民生費国庫補助金でございますが、6,000円の減額でございます。

次に、民生費県負担金でございますけれども、1,000万円の増でございます。障害者自立支援給付費の負担金でございます。

次に、商工費県補助金2万5,000円の増でございます。

教育費委託金で91万3,000円の増でございます。これにつきましては、英語活動等国際理解活動推進事業委託金で、岩間第一小学校分でございます。

次に、繰入金でございますが、財政調整基金繰入金といたしまして1,299万1,000円、大原小学校教育振興基金繰入金で305万8,000円をそれぞれ繰り入れるものでございます。

雑入で684万6,000円、駐車場利用料ということで、この4月から職員及び学校教職員等の駐車料を徴収したことに伴う補正でございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。

議会費で61万5,000円の増、費用弁償、消耗品費、作業服等になります。

次に、総務費でございますが、財産管理費で355万5,000円の増、笠間支所の法面関係の測量設計それから工事費でございます。

企画費でございますが93万7,000円の増、岩間支所空きスペースの検討、それから市立病院の検討の報償費が主なものでございます。

次に、市民活動費でございますが82万円の増でございます。地域集会所の改修に伴います補助金でございます。

次に、参議院議員通常選挙費で20万5,000円の増、臨時雇賃金が主なものでございます。

障害者福祉費で4,000万7,000円の増でございます。障害者更生医療給付費でございます。

次に、老人医療給付費で118万4,000円の増、国庫の返納金を繰り出すものでございます。

次に民生費、扶助費でございますが4,000万7,000円の減、生活保護費から障害者更生医療給付費への組み替えでございます。

次に、農業委員会費でございますが26万5,000円の増、消耗品費、作業服等でございます。

12ページをお開きいただきたいと思います。

観光振興費214万4,000円の増、菊まつり100周年の関係費用でございます。

次に、土木総務費で200万円の増でございますが、北関東自動車道笠間西IC、これは仮称でございますけれども、開通記念の事業負担金でございます。10月中旬を予定しているところでございます。

次の消防費でございます。消防施設費で111万8,000円の増、測量業務委託で笠間第

2分団の置き場関係、それから備品購入費等でございます。災害対策費でございますが8万7,000円の増。

教育費の事務局費で55万2,000円の増、教諭の英語指導力向上研修、適応指導教室等の費用でございます。

次に、小学校費の学校管理費でございますが、368万8,000円の増でございます。主なものを申し上げますと、施設整備工事費で大原小学校の駐車場整備工事費でございます。

次に、教育振興費で396万8,000円の増となっておりますが、これも主なものを申し上げますと、大原小学校の図書、友部第二小学校の情緒学級備品等で376万4,000円を補正するものでございます。

14ページをお開きいただきたいと思います。

中学校費の学校管理費でございますが、87万1,000円の増でございます。自動車借上料、コピー使用料等でございます。

2目の教育振興費でございますが、155万3,000円の増でございます。印刷製本費が主なものでございます。

以上でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

議案第74号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第1号）

議長（石崎勝三君） 日程第13、議案第74号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 議案第74号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第1号）についての提案理由を申し上げます。

本案は、平成19年度笠間市老人保健特別会計について、歳入歳出それぞれ118万4,000円を増額補正し、予算総額を59億5,218万4,000円とするものであります。

内容につきましては、保健衛生部長からご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 保健衛生部長仲村 洋君。

〔保健衛生部長 仲村 洋君登壇〕

保健衛生部長（仲村 洋君） 議案第74号 平成19年度笠間市老人保健特別会計補正予算（第1号）について、補足してご説明申し上げます。

歳入歳出予算の内容については、事項別明細書によりご説明申し上げますので、5ペー

ジをお開き願いたいと思います。

今回の補正につきましては、前年度の老人保健医療費の精算に伴いまして支払基金交付金の精算による補正でございます。

歳入でございますが、4款繰入金、1項、1目一般会計繰入金につきましては、支払基金交付金の精算に伴う財源といたしまして118万4,000円を追加補正するものでございます。

歳出でございますが、3款諸支出金、1項償還金、1目償還金の118万4,000円の増につきましては、前年度老人保健医療費の精算に伴います支払基金への精算返還金でございます。

以上で議案第74号の補足説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 提案者の説明が終わりました。

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議は6月8日に開きます。午前10時からでございますので、ご参集くださるようよろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

午前11時28分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 鈴 木 貞 夫

署 名 議 員 西 山 猛